

評価の目的

指定管理者が実施すべき事業が、仕様書どおりに適切かつ確実に実施されているか確認し評価をします。

評価の結果、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行います。

評価の進め方

指定管理者

- ① 評価項目(42項目)について個別評価(自己評価)
- ② 業務の履行確認・サービスの質・サービスの安定性の観点で総括評価(自己評価)

大阪府

- ① 評価基準(42項目)について個別評価
- ② 業務の履行確認・サービスの質・サービスの安定性の観点で総括評価
- ③ 総合評価

評価委員会

大阪府からの報告に基づいて評価及び提言を行う

- 1 指定管理者から大阪府へ評価を報告
- 2 大阪府から評価委員会へ評価を報告
- 3 評価委員会が評価し、大阪府へ提言
- 4 大阪府は評価委員会の評価及び提言に基づき、指定管理者へ指導・助言

評価の基準

① 個別評価

評価	AA(優良)	A(良好)	B(ほぼ良好)	C(要改善)
判定基準	業務仕様書等を遵守し、その水準より優れた管理内容である。	業務仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。	業務仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。	業務仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。

② 総括評価

評価	AA(優良)	A(良好)	B(ほぼ良好)	C(要改善)
判定基準	個別評価が全てA以上であり、かつAが過半数以上	個別評価が全てB以上であり、かつA以上が8割以上(サービスの質及びサービスの安定性は2/3以上)	個別評価が全てB以上	個別評価にCがある。

③ 総合評価

評価	AA(優良)	A(良好)	B(ほぼ良好)	C(要改善)
判定基準	総括評価が全てA以上であり、かつAAが3分の2以上	総括評価が全てB以上であり、かつAが3分の2以上	総括評価が全てB以上	総括評価にCがある。